

大阪市規則第97号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係） [表 別紙 2 挿入] 別表第 2（第 4 条関係） [略] 専用公印 [1 ～89 略] 91 消第 号 許 可 済 (日 付) 大阪市消防署長 [95～99 略]	別表第 1（第 4 条関係） [表 別紙 1 挿入] 別表第 2（第 4 条関係） [同左] 専用公印 [1 ～89 同左] 91 消第 号 許 可 済 (日 付) 大阪市消防署長 93 建 築 同 意 大 阪 市 消 防 長 印 専 用 [95～99 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

[別表第 1 別紙 1]

[同左]

専 用 公 印

名称	ひな形	書体	寸法	用途
[同左] <u>建築同意用消防長印</u>	[同左] 93	[同左] てん書	ミリメートル [同左] 方 20	[同左] 消防法に基づく建築物の 新築等の許可、認可又は 確認に対する同意用
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第 1 別紙 2]

[略]

専 用 公 印

名 称	ひな形	書体	寸法	用途
[略] [削る]	[略]	[略]	ミリメートル [略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]